

在宅で介護している人へ介護者手当を支給

「被介護者」を常時介護している「介護者」に対し、その労をねぎらうことと、福祉の増進を目的として手当を支給します。

この場合の被介護者とは

町に住所があり、基準日(10月1日)前の1年間、次のいずれかに該当し、**常時介護が必要な人**。

- ①介護保険制度の要介護4以上
- ②身体障害者手帳1種1級所持(①と同程度の状態に限る)
- ③療育手帳A1所持(①と同程度の状態に限る)

この場合の介護者とは

基準日(10月1日)現在、町に居住し住民基本台帳に記載されていて、続けて1年以上被介護者と同居し在宅介護している人

支給の対象とならない場合

被介護者か介護者が、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に、次のいずれかに該当した場合。

- ・病院、施設などに30日を超える入院/入所/ショートステイ利用
- ・他の市町村が支給する在宅ねたきり老人等介護者手当など(同様の手当を含む)の受給
- ・「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定による特別児童扶養手当/障害児福祉手当/特別障害者手当/福祉手当(「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定による改正前の「福祉手当」)の受給 ※全て当該被保険者が対象の手当に限る

申請と支給について

申請期間 10月2日(月)～31日(火)
(土・日曜・祝日を除く)

※期間中の申請が困難な場合、その理由を明示した上で12月28日(木)(土・日曜・祝日を除く)まで申請可。

受付場所 福祉課(役場1階7番窓口)

持参物

- ・介護者と被介護者の認印(スタンプ式不可)
- ・介護者と被介護者の健康保険証
- ・介護者の預貯金口座が分かるもの(預金通帳など)
- ・【被介護者が障がい者の場合】障害者手帳
- ※申請時に介護者の介護状況などを調査し、後日、訪問調査を行う場合があります。

支給額

年額5万円。次のどちらかに該当する場合は、年額10万円

- ・【被介護者要件①該当者】入院等と介護サービス利用がない
- ・【被介護者要件②か③該当者】入院等と障害福祉サービス、障害児通所支援利用がない

支給方法 調査・審査後、口座振り込み

※前回受給した人でも、今回該当しない場合があります。

☎ 福祉課 包括支援係 234-6113
障がい支援係 286-3115

省エネ家電への買い替え費用の一部を補助

エネルギー価格高騰の影響を受ける町民の皆さんを支援するため、省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫への買い替えに掛かる費用の一部を補助します。

補助対象 町に住所がある人が、令和5年10月1日以降に県内の販売店で購入し、自らが居住する住宅に設置するエアコン、冷蔵庫
※一定の省エネ基準を満たす製品で、**1世帯につき、いずれか1回**に限る。

補助金額 本体購入費、設置費の2分の1(上限3万円)

申請受け付け

期間 10月16日(月)～令和6年1月31日(水)
場所 住民課(役場1階3番窓口)

- ・予算上限に達した時点で、受け付けを終了します。
- ・補助要件や申請に必要なものなど詳しくは、町ホームページか10月発出の回覧文書でご確認ください。

☎ 住民課 環境衛生係 289-8077

